

選出補充するものとす

第六節 府縣並特別都市
支部聯合會

第六十條

各府縣又は特別都市に於て
二個以上の支部ある場合は
支部聯合會を組織するもの
とす

第六十一條

支部聯合會には左の機關を
設くるものとす

一、大會、二、執行委員會、三、常
任執行委員會、四、専門部

第六十二條

支部聯合會、大會、代議員は文
部より選出するものとす其
の選出比率は別表の定むる
如に依る

第六十三條

支部聯合會の規約は中央委
員會の承認を得る事を要す

第六十四條 支部

支部は中央委員會の承認を
経て地理的區劃に依り設立

五十名以上を以て組織す
るものとす

但し必要なる場合は中央委
員會の承認を得て適宜之を
組織する事を得

支部には左の機關を置くも
のとす

一、大會、二、幹事會、三、常任幹事
會、四、専門部

第六十五條

黨費及會計

黨費は黨員一名に付き年額
金十円を以てす

第六十六條

黨員は本部府縣支部聯合會
に納入の黨費は一切之を
返還せず

第六十七條

黨費は本部府縣支部聯合會
に配分す

第六十八條

黨經費の予算は中央執行委
員會に於て原案を作成し大
會の決議を経るを要す

第六十九條

黨經費の決算は大會の承認
を経るを要す

第七十條

黨機關紙の會計は支部會計
とす

第七十一條

黨會は毎年拾月一日より九
月三十日までとす

第八章 罰則

第七十二條

黨員にして左の一に該者す
るものは中央執行委員會に
於て除名する事を得
一、黨の主義綱領に違背したる
もの

二、黨の面目を毀壞したるもの

三、黨の統制を乱したるもの

第七十三條

前条の規程は支部及支部聯
合會にも準用す

第九章 附則

第七十四條

黨の綱領及規約は大會出席
代議員三分の二以上の賛
成を得るに非らざれば変更
加除することを得ず

以上